

に結びつく効果的な方法で行うことが望ましい。

- 一時預かり事業の質の向上を担保するためには、研修参加やその他の手段の確保を保障する条件整備が必要である。

(2) 研修内容

- 基礎研修とスキルアップ研修の2段階の研修を設ける。

基礎研修の内容は、「子どもを預かるために必要な最低限度の倫理、価値、知識、技術」に該当するもの、及び一時預かり事業者として最低限度学ぶべき内容である。スキルアップ研修は、一時預かり事業者としての経験を積みながら、さらに習得することが好ましい内容である。具体的な研修科目は別表に示す通りである。

- 研修内容は、「研修後に獲得する知識・技術・態度」を提示している。市町村、運営主体をはじめ研修に携わる者はこの内容を踏まえ、その目標に添った研修を行うように努めなければならない。

(3) 継続的な研修の保障と自己研鑽の支援

- 運営主体は一時預かり事業従事者の資質向上のために、研修機会を確保するとともに、従事者の自己研鑽を支援するよう努めなければならない。
- 一時預かり事業従事者は、自らの人間性と専門性の向上のために、常に自己研鑽に努めなければならない。
- 資質向上の機会としては、職場内研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）、自己研鑽支援（SDS）の3つがあり、それらがバランスよく用意されるよう市町村及び運営主体は努めることが求められる。

8. 一時預かり事業の実施

(1) 利用の手続き

- 保護者が安心して利用できるよう、事前に利用に関する説明や見学を行うことが望ましい。

- 安全な保育を行うために事前に登録を行い、子どもの状況を把握するとともに、具体的な利用方法を保護者に理解してもらうことが望ましい。

- 保護者及び子どもに関する情報収集は必要最小限に留め、利用者の負担に配慮し、同じことを繰り返し書かせないような工夫が求められる。

- 利用に不安のある保護者には丁寧に対応し、保育内容や、送迎時の子どもへの配慮等について具体的に説明し、不明な点については明確に答えられるようにする。

- 利用の手続きは、保護者の緊急度や必要性に応じて、可能な限り柔軟な受け入れを考慮することが求められる。

(2) 一時的な保育体制の準備

- 子どもの保育にあたっては、一時預かり事業の特性を踏まえ、1人ひとりの子どものニーズに十分に対応できる保育体制を準備しなければならない。
- 一時的な保育を利用する子どもが安全に安心して過ごせるように、必要な保育体制を整えなければならない。

(3) 一時的な保育の実施

1) 一時的な保育を行う上での配慮事項

- 子どもの一時的な保育は、児童福祉の精神に則り、子どもの人権を尊重して行われなければならない。
- 一時預かり事業の目的、機能・役割について理解を深め、一時的な保育の実施が子どもの育ち、保護者の子育て支援及び親子関係調整等に寄与するよう、努めなければならない。

2) 計画の作成

- 一時預かり事業の目的や理念が実現できるように子どもの状況に応じて適宜計画されなければならない。
- 1年間の計画を作成するとともに、季節や天候の状況にも配慮したおおまかな1日の過ごし方（デイリープログラム）を作成して柔軟に子どもに対応することが求められる。場合によっては、個別的な計画が必要となる。

3) 環境の構成

- 一時的な保育を実施する部屋や場所等の安全を確保し、衛生的に保ち、子どもが快適に過ごせることが何よりも重要である。
- 一時的な保育に慣れない子どもや保護者に配慮し、子どもが安心して過ごせる環境を構成する必要がある。
- 保育室の環境については、定期的又は必要に応じて見なおすことが必要である。

4) 一時的な保育の内容

- 一時的な保育がその子どもの生活の一環として連続していることに留意し、子どもの家庭での生活リズムを尊重しなければならない。
- 子ども1人ひとりの状態に対応した保育を行い、子どもが安心して過ごせるように配慮する必要がある。
- 1人ひとりの子どもの興味や関心に応じて子どもが主体的に遊びを選べるように配慮する。また、異年齢の子どもが遊べるような環境の設定や援助が必要となる場合もある。
- 子どもの年齢、人数等に配慮した体制、配慮が必要となる。また、子どもの状況等によって柔軟に対応することが求められる。

5) 分離不安等への対応

（子どもの心身の負担への配慮）

- 保護者以外の保育に慣れていない子どもや、初めて利用する子ども、保護者と離れること

を嫌がる子どもの受け入れに際しては、あたたかく迎える体制と個別への配慮が求められる。

- 子どもの分離不安及び、保護者の分離不安への対応については、1つの方法で解決しようとせず、1人ひとりに応じた適切な対応が求められる。
- 保護者の不安が子どもに伝わることもあるため、まず保護者の不安を把握し、不安の解消を図ることが必要である。

6) 記録

- 記録は、保育中の子どもの様子を保護者に報告するためにとるが、記録に時間をかけすぎることなく、要領よくポイントを具体的に記録することが求められる。
- 記録は保育の振り返りのために活用し、また、1人ひとりの子どもをよく把握するための情報として保管し、次の一時的な保育に活用することが望ましい。

7) 保護者への対応

- 保護者が一時預かり事業を利用する時間を有効に活用できるように、利用を希望する保護者をあたたかく受け入れることが大切である。
- 子どもが安全に安心して過ごすために、保護者との連携は欠かせない。子どもが日頃どのように1日を過ごしているか、子どもの好みや配慮事項、利用当日の子どもの健康、情緒など、保育を行う上での重要な情報となる。そのような情報を登録用紙等に記入するとともに、利用当日に、子どもの状況を聞いたり書面で確認したりすることが必要である。
- 一時的な保育の間に、子どもがどのように過ごしたか、子どもの様子を具体的に伝えることにより、保護者が子どもの成長を確認したり、保護者の気づかない子どもの一面に気づく機会となる。

また、保育従事者が子どもにどのように関わり、子どもがどのように反応したかを伝えることで、子どもへの関わり方などを保護者が気づき、子育てのヒントとなる。

- 保護者から悩みや不安などについて相談がある場合は、助言や支援を行うとともに、必要に応じて適切な機関等につなぐ必要がある。
- 保育従事者が子どもの発達上の問題や、保護者の子どもへの関わり方について問題に気づく可能性もあるが、緊急を要する場合を除いて、気づいたことは記録に残すに留め、当面は親子を見守る姿勢を取ることが好ましい。
- 行事などを活用して、保護者同士が交流する機会をつくり、保護者同士のネットワークをつくり、保護者が生き生きと子育てをするきっかけをつくるのが望ましい。

8) 保育従事者の連携

- 保育従事者は、引き継ぎ、会議の開催、内部研修などを通じて、相互に密なる連携を図り、情報を共有する必要がある。

(4) 一時預かり事業の評価

- 利用後のアンケート等の方法を用いて、保護者のニーズや評価の把握に努め、次の保育に生かしていくような体制を整えることが必要である。
- 日々の保育について記録などをもとに自己評価をし、個人の気づきを職員間で共有することにより、保育の質の向上につなげる必要がある。
- 職員間で共有された課題については内部研修で取り上げ、保育の検討及び見直しをして実際の保育に反映させていくことが大切である。

9. 保護者への支援・連携

- 保護者は一時預かり事業の利用を契機として、地域に頼れる場所を作り、子育てについての相談を気軽にする場を得る。また、他の親子と知り合い、保護者同士の交流が図られるなど、保護者の親としての成長を図る場とすることが望ましい。一時預かり事業を単なるサービス提供事業として位置づけるのではなく、地域子育て支援サービスの一環として広げていく必要がある。
- 利用を希望していても、抵抗感や罪悪感から利用に結びつかない保護者も多くいることを考慮し、情報提供や問い合わせへの対応は受容的な態度で行う。
- 一方で、保護者に不適切な養育が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法 25 条の 2 第 1 項）で検討するなど適切な対応をとる。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図る。

10. 子ども虐待への対応・他機関・地域との連携

(1) 子ども虐待への対応

- 一時預かり事業従事者は子どもの状態や保護者の態度の観察や情報の収集を通じて、子ども虐待の早期発見に努めなければならない。
- 子ども虐待に気づいたり、疑ったときの対応をあらかじめ決めて文書化しておき、速やかに運営主体及び市町村、関係機関等に連絡を取ることが必要である。

(2) 他機関・地域との連携

- 一時預かり事業の実施にあたり、医療機関、各種相談窓口、保育施設等の関係機関や地域住民との連携を図り、情報の交換や協力体制を築くことが必要となる。その際、一時預かり事業の意義についても理解を得られるよう情報提供をすることが望ましい。
- 他機関や地域との連携については、以下のよ

うな項目があげられる。

①一時預かり事業に関する住民や関係機関への情報提供、事業の普及啓発における協力・連携

②緊急時の対応への協力体制

③行事、地域交流等、一時預かり事業における活動を豊かにするための協力体制

④一時預かり事業を通じて保護者から受けた相談を適切な相談窓口や専門機関につなぐための協力・連携、または関係機関から一時預かり事業の利用につなげた方がよい利用者の紹介等。

○保育所を始めとし、地域における他の保育サービス提供者との情報交換や交流による相互理解を通じて、利用者への地域資源に関する情報提供ができるように努める。

11. 安全・衛生管理・緊急対応など

(1) 事故・ケガの防止と対応

○保育中の事故やケガを防止するために、保育環境の整備と安全点検とその記録及び、必要な補修等を行うことが必要である。

○保育する子どもの人数や年齢構成が常に異なる一時預かり事業の特性を踏まえ、保育環境の整備（空間・人的配置）については、柔軟且つ適切に対応することが必要である。

○子どもの情報については、初回や前回の利用から日数が立っている場合は、その子どもの発達状況や日常生活の過ごし方及び健康状態など、保育を行う前に保護者に確認しておく必要がある。

○事故やケガの防止に向けた対策と発生時における対応マニュアルなどを作成し、研修を行うなどによって、一時預かり事業従事者へ周知徹底させることが必要である。

○事故やケガの発生時には、マニュアルに従って速やかに対応し適切な処置を行い、保護者、運営主体へ連絡を行うことが必要である。

○運営主体は、事故事例やヒヤリハットなど事

故につながりそうな情報の収集を行い、一時預かり事業従事者間で共有すると共に、防止に向けた対策を策定することが求められる。

○運営主体は傷害保険等への加入が必ず必要である。

(2) 衛生管理・健康管理

○感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、保育室や保育用品、おやつ等の衛生管理を徹底することが必要である。

○感染症等の発生に際しては、その対応方法について、予め運営主体としての対応マニュアルを作成し、その周知を徹底しておくことが必要である。

(3) 防災・防犯対策

○災害や犯罪の発生時に適切な対応が速やかに行えるように、防災・防犯に関する計画や対応マニュアルを策定し、保育施設や設備、地域環境の安全点検を行うと共に、一時預かり事業従事者間、並びに関係機関との安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めることが必要である。

○一時預かり事業においては、保育を受ける子どもや保護者が保育施設に慣れていないことを十分に考慮し、避難経路のわかりやすい表示や、定期的に一時預かり事業従事者主導の避難訓練等の実施、非常警報装置や消火設備等の設置など、消防法の規定に沿った対応策を運営主体が策定し、実施する必要がある。

○緊急時には保護者に確実に連絡が取れるように、緊急連絡先の確認をしておくと共に、避難場所などいざというときの対応をあらかじめ伝えておくことが必要である。

○保護者に対して、防災・防犯に対する理解を深めてもらうよう、必要な事項について明文化し、事前に説明することが求められる。

12. 運営管理

(1) 権利擁護、法令遵守

○子どもや保護者の人権・権利への配慮、守秘義務の遵守、個人情報の保護等について、職員の意識啓発を図り、遵守状況の確認、改善を図るための組織的な取り組みが必要となる。

(2) 適正な会計管理・情報公開

○一時預かり事業の安定的な運営においては、利用者から応分の利用料を適切に徴収することが必要である。

○利用料金の徴収、管理、及び執行にあたっては、定期的な決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要となる。なお、会計や運営の状況については、利用者や地域に対して必要に応じて情報公開することが求められる。

(3) 要望・苦情への対応

○要望や苦情への対応の体制や手順を整備し、迅速な対応を図る必要がある。また、要望や苦情を受け付ける窓口や方法を利用者にわかりやすく周知する必要がある。

(4) 職員集団のあり方と責任者の役割

○情報交換・共通理解を図りながら協働して事業の質の向上を目指す職員集団を形成する必要がある。運営管理の責任者を決め、その役割と責任を明らかにすることが必要である。

(5) 事業内容向上への取り組み

○会議の開催・記録の作成・研修の実施・マニュアルの作成などを通じて、職員が情報を共有できるようにすることが必要である。

○事業に対しての定期的な自己評価を実施し、自ら事業内容の向上に向けた取り組みを進めることが求められる。

(6) 労働環境整備

○事業の運営主体は、職員の意向や労働実態の把握を行い、職員が健康的・意欲的に就業できるよう、労働環境の整備に努める必要がある。

別表 一時預かり事業の研修科目

| | 科 目 | 時間数 |
|----------|-----------------------|-------|
| スキルアップ研修 | 子どもの発達と子どものかかわり | 4 時間 |
| | 一時的な保育における子どもの遊びとその援助 | 2 時間 |
| | 一時的な保育における生活援助の内容と方法 | 2 時間 |
| | 一時的な保育における保護者支援の内容と方法 | 4 時間 |
| 基礎研修 | 事故発生後の対応と危機管理 | 2 時間 |
| | 一時的な保育の事故防止と健康管理 | 2 時間 |
| | 一時的な保育における子どものかかわりと遊び | 2 時間 |
| | 一時的な保育における保護者支援の内容と方法 | 2 時間 |
| | 一時的な保育の実習 | 5 時間 |
| | 一時預かり事業の意義と基本姿勢 | 2 時間 |
| | 合計 | 27 時間 |

【研修の留意事項】

- 研修受講対象は、保育従事者に加え事務・受付・運営等一時預かり事業にかかわるすべての従事者とする。
- 基礎研修は、保育士資格の有無に関わらず受講することが望ましい。
- 研修担当者は、研修講師に対して研修内容（研修終了後に獲得する知識・技術・態度）を事前に提示し、研修講師は研修終了後に獲得する知識・技術・態度を踏まえ、その目標に添った研修を行うように努める。
- 研修内容は一時的な保育を行う上で不可欠な知識や技術を優先する。たとえば「子どもの遊びとかかわり」では手遊びやおもちゃ製作よりも不安で泣く子どもを安心させるかかわりを優先する。
- 実習は、継続的な保育の場ではなく一時的な保育を行っている場で行う。
- 研修は、講義、演習、実習を組み合わせ実践に結びつく効果的な方法で行う。
- スキルアップ研修は継続的に行うことが効果的であり、団体・地域の課題に合わせて柔軟に行うことが望ましい。

(1) 基礎研修後に受講者が獲得する知識・技術・態度

| 一時預かり事業の意義と基本姿勢 | 一時的な保育の実習 |
|--|--|
| <p>保育者としての倫理（個人の尊重、個人情報保護、守秘義務）を守る 子どもの人権を尊重する 自己研鑽の必要性を知り自己研鑽を行なう 子育て支援が求められる背景を知る 子育て支援の利用に肯定的なまなざしをもつ 一時預かり事業の概要を知る 一時預かり事業の意義（保護者・子ども・親子関係支援）を知る 記録を理解し活用する スタッフ間の連携を知る</p> | <p>倫理を守る姿勢を知る 一時的な保育の準備、預かる場面からお迎えまでと、その後のスタッフ間の話し合い等、一連の流れを知る スタッフ間の連携を知る 子どもとのかかわりと遊びを知る 事故防止と健康管理の行動を知る 保護者へのかかわりの実際を知る 記録・報告書の実際にふれ、記述の仕方を理解する</p> |
| 一時的な保育における保護者支援の内容と方法 | 一時的な保育における子どもとのかかわりと遊び |
| <p>一時的な保育における保護者とのかかわりの特徴を知る 保護者へのかかわりにおけるマナーと心得を知る 問合せ・申込・受付・帰宅時の対応の心得を知る 保護者への報告書の書き方を知る 保育中のトラブル等の報告の仕方を知る</p> | <p>子どもとの信頼関係を形成する具体的なかかわりを知る 不安を安心に変える具体的なかかわり方を知る 一時的な保育の子ども遊びの援助を知る 乳幼児に行いがちな人権侵害行為について具体的に知り人権侵害を行わない</p> |
| 一時的な保育の事故防止と健康管理 | 事故発生後の対応と危機管理 |
| <p>一時的な保育の特徴と起きやすい病気について知る 一時的な保育で起きやすい事故（屋内・屋外）を知る 子どもの事故の特徴を知る 発達段階による危険な行動を知る 安全を守るうえで保育中に気をつけることを知り行動する 声かけによる安全の確認と情報の共有化の重要性を知り行動する 感染症の予防について知る 健康管理と異常の早期発見を行なう 危機管理（災害・不審者など）の基本を知る</p> | <p>事故が発生した場合の初期対応について知る 簡単な応急処置を行なう 報告について知る 危機管理（災害・不審者など）の基本を知る 救急法を行なう</p> |

(2) スキルアップ研修後に受講者が獲得する知識・技術・態度

| 一時的な保育における保護者支援の内容と方法 | 一時的な保育における生活援助の内容と方法 |
|--|---|
| <p>一時的な保育における保護者とのかかわりの特徴を知る</p> <p>一時的な保育の保護者における意味を知る</p> <p>対人援助における基本マナーを知り守る</p> <p>保護者へのかかわりにおける心得を知る</p> <p>保護者へのかかわりにおける具体的な方法を知る</p> <p>問い合わせ、申込み対応業務の心得を知る</p> <p>受付時の業務と対応の心得を知る</p> <p>帰宅時の業務と対応の心得を知る</p> <p>保護者への報告書の書き方を知る</p> <p>保育中のトラブル等の報告の仕方を知る</p> <p>事故、クレーム、難しい保護者等の対応を知る</p> <p>援助を必要とする保護者に対する援助を知る</p> | <p>効果的な生活援助の具体的な方法を知る</p> <p>一時的な保育の生活援助は家庭のやり方に沿うことを知る</p> <p>一時的な保育で不安を感じる子どもへの生活援助の方法を知る</p> <p>家庭の生活援助把握の方法と内容を知る</p> <p>時代によるしつけ方法の変化を知る</p> <p>一時的な保育における食事の援助を行なう</p> <p>一時的な保育における授乳を行なう</p> <p>一時的な保育における睡眠と入眠ケアを行なう</p> <p>一時的な保育における衣服の調節と着脱援助を行なう</p> <p>抱っこの仕方、スリング等の使用方法を知り安全に使用する</p> <p>一時的な保育のデイリープログラムを知る</p> |
| 一時的な保育における子どもの遊びとその援助 | 子どもの発達と子どもとのかかわり |
| <p>乳幼児にとっての遊びの概要と意義を知る</p> <p>子どもの個性・発達段階・興味にあわせた遊びが重要であることを知る</p> <p>子どもを理解するためには、子どもの観察が重要であることを知る</p> <p>一時的な保育の遊びの特徴を知る</p> <p>一時的な保育の場の設定の仕方を知る</p> <p>一時的な保育のおもちゃと絵本の選び方を知る</p> <p>年齢差が大きい一時的な保育の遊びを知る</p> <p>一時的な保育の子ども遊びの援助を知る</p> | <p>子どもの発達と環境の影響を知る</p> <p>0歳の特徴と大人が誤解しやすい行動を知る</p> <p>1歳の特徴と大人が誤解しやすい行動を知る</p> <p>2歳の特徴と大人が誤解しやすい行動を知る</p> <p>3～5歳の特徴と大人が誤解しやすい行動を知る</p> <p>学童期の特徴を知る</p> <p>大人が困る行動への具体的なかかわり方（反抗、けんか、乱暴など）を知る</p> |

第2章 一時預かり事業における安定的運営

第1節 本研究の概要

1. 本研究の背景

昨年度研究では、在宅一時預かりパイロット事業（以下、パイロット事業）を実施する自治体及び運営主体へのヒアリングを通じて、安定的運営を図るためには、（1）安定した財務状況の実現、（2）人材確保と継続的な質の確保、（3）利用者の確保という3つの課題があることを提示し、検討を加えた。パイロット事業の実施に関しては、いずれも実施場所が提供されていたり、基本的な人件費に充当することができる補助金等の財政措置がなされていることにより、利用が不安定な一時預かり事業の運営が可能となっていた。

しかしながら、その方法では豊かな財源を持つ自治体でしか一時預かり事業が行われず、また、限られた財源の中で一時預かり事業を広く普及させていくことは困難である。そのため、一時預かり事業は単独で行われるのではなく、他の安定的に実施される事業、例えば月極保育などが実施される保育施設や子育て支援拠点事業などと併設し、場所及び人材を共有しながら、あるいは協働しながら実施する形態が有効であると考えられた。

2. 本研究の目的

本年度研究では、安定的運営を行うための3つの課題について、パイロット事業の運営主体に限らず、類似事業を行う運営主体の実践を通じて、問題点と課題の整理、及び問題解決に向けたより具体的な方向性を検討することを目的とした。

3. 本研究の方法

（1）ヒアリング調査の実施

今年度より、パイロット事業を開始した1自治

体及び1運営主体（NPO法人）へのヒアリングを実施した。また、類似事業を実施する運営主体（3NPO法人、4民間事業者）にヒアリングを実施し、運営面での課題を中心に調査した。なお、一部のヒアリング対象者は第4章で述べるヒアリング調査対象者と共通である。

（2）昨年度研究及び本年度研究の結果を検討し、運営上の問題点と課題を整理し、さらに手引き（運営編）としてまとめた。

第2節 一時預かり事業を安定的に運営する上での問題点と課題

1. 一時保育の問題点

従来より保育所で行われる一時保育の問題点として、以下のような課題があげられた。

（1）受け入れ態勢の不十分さ

一時保育の受け入れ可能人数に制限があり、利用を希望しても利用できない。一般的に保育所では待機児童が多く、定員を超える入所児童がいることに加え、一時保育が待機児童の受け皿になる保育所もあることから、希望したときに必ず利用できる保障がない。

保育所の側も専用の一時保育室を持つ保育所と年齢別のクラスに受け入れる保育所があり、後者の場合は特に慣れない子どもの受け入れに1人の保育士が必要となる場合もあり、入所児童数の多い現状では困難が伴う。

（2）利用手続きの煩雑さ

利用前の面接や、利用日より相当前に申し込みが必要となる（例として、利用日前月の初日に申し込みをしなければ、すぐに定員が埋まってしまう）など利用手続きの煩雑さが指摘されている。

又、家族の事情などにより、突然一時保育が必要になるケースには対応できていない。

(3) 利用要件

リフレッシュ目的の利用の場合も、利用の理由を問われたり、あるいは診断書や証明書のようなものを求められることもあり、すべての子育て家庭が無条件に利用できる仕組みになっていない。

2. 一時預かり事業に期待される利用条件

一時預かり事業に期待される利用条件及びそのために必要となる運営体制は以下の通りである。

(1) 利用の確実性

利用者が希望するときに、必ず利用できるようにするためには、利用申し込みのない時にも保育者を配置し、当日の依頼などにも対応することが必要となる。パイロット事業では数日前に申し込みを締め切る運営主体も数カ所見られたが、保育者を常設し、そのことにより当日の受け入れも可能とするところが多かった。

また、運営上は常に定員が満たされていることが好ましいが、利用者にとっては逆に定員が満たされていない方が、利用の確実性が担保されるという相反する利益が生じている。

(2) 利便性の良さ

利用者にとっての利便性とは、利用する場所(行きやすさ、わかりやすさ、そこを起点として所用の遂行しやすさ)や、利用の仕組み(時間、料金、申し込みの手続き)などである。利用する場所は、駅周辺や人が多く集まる中心的なエリアでは広範囲にわたる利用者を対象とできることから、集客力が高まる可能性があるが、その半面そのような立地では家賃が極めて高額になり、運営上厳しくなる可能性が高い。

また、本年度研究で保護者を対象に実施した質

問紙調査(以下利用者調査と記す。詳細は第5章を参照)の結果からは、居住地からの近さを求める意見が多く、「徒歩圏内」を過半数が選択した。

(3) なじみのある場所や人のいる場所での実施

一時預かり事業の利用に際して親子が感じる不安を考慮した場合、親子が行き慣れた場所や、よく知る保育者がいる場所、一時的な保育の様子を事前に知ることができる場所であることが望ましい。保育所で行われる一時保育も、地域子育て支援としての園庭開放や子育て支援センターの利用などにより、親子共々その場になじみがあることが利用しやすさにつながる。パイロット事業では、地域子育て支援拠点(センター型・ひろば型)などの親子でよく行く場所に併設されるなどが利用しやすさにつながっている事例が見られた。

しかしながら、すべての保護者が地域子育て支援を積極的に利用しているとは限らず、保護者にとってのなじみはこのような場所に限定されない。保育所や地域子育て支援拠点以外の場所にも、一時預かり事業が設置されることが利用者の利用しやすさにつながると考えられる。パイロット事業の例では、誰でもが訪れるデパートなどの商業スペースの中に設置されるものもあった。あるいは、在宅子育て家庭にとっては、保育所よりも幼稚園の方がなじみがある場合もあり、幼稚園における地域子育て支援の一環として地域住民を対象に実施されることも期待されている。

3. 安定的な運営を行う上での課題

一時預かり事業を安定的に運営するための課題として提示した(1)安定した財務状況の実現、(2)人材確保と継続的な質の確保、(3)利用者の確保の3点に係わる問題点は以下の通りである。

(1) 安定した財務状況を実現する上での問題点

単発的かつ短時間利用の多い一時預かり事業の利用料収入は不安定であり、利用料収入だけでの運営は不可能である。パイロット事業が単独で行われるところは皆無であった。

一時預かり事業の運営費としては、家賃及び人件費の占める割合が高く、質を担保しつつ、この割合を抑えることが事業の運営を安定化させる。そのためには以下のような方策が有効であると考えられた。

1) 安定的に行われる事業との併設

①月極保育の行われる保育施設や子育て支援拠点事業と併設し、協働する形で実施する。

②家賃の発生しない場所で実施する。自治体の持つ空きスペースの提供も含まれるが、その他にはマンションなどの集会室、歯科医内の空き部屋を活用する事例があった（いずれも委託事業）。歯科医は複数事例があげられた。これらの事例は対象児童がマンション居住者や歯科医利用者に限定される場合は一時預かり事業の対象とはならないが、対象を近隣住民にも広げることで対象となりうる。

さらには、公共施設に設置されている保育室を活用して、施設で行われるイベントにより使用されない時間帯をNPOが使用することができるようにする例もあった。ホールや会議室を備える公共施設は立地的にも好条件の場所に設置されることが多く、主催者が保育室を常時必要とするわけではないことから、このようにもともと保育室として整備された部屋を利用することのメリットは大きいと考えられる。

2) 自治体からの財政的支援

パイロット事業に見られた自治体による補助金（委託金等を含む）では、自治体が家賃を考慮し、相応の金額を負担して実施されていた。言い換えると、この補助金等又は場所の提供なしでは運営が成り立たない。

さらには、利用者の求める利用の確実性を担保

するためには、保育従事者を常時配置する必要があり、これを担保する人件費の保障がなければ運営できないことになる。

パイロット事業は「運営費補助を前提としない時間単位の補助のあり方」について検討することを目標の一つとして設定された。つまりは、限られた財源で一時預かり事業を普及させる方策を検討する必要性が高いわけであるが、費用負担の大きさは、一時預かり事業の普遍化を推進する上では大きな障害となることは疑いの余地がない。

これまで保育所で実施されてきた一時保育や、いつ利用があるかが予測できず、一時預かり事業と比較しても、突発性及び緊急度の高い病児・病後児保育でも、人的配置など最低限の運営体制を整備するという条件を満たすためには、運営への補助が必要であることが指摘されている^{1,2}。

また、一時預かり事業の性格上、利用者にとっての利用しやすさに配慮した場合に、利用料金を高く設定することは好ましくないことから、1)で述べた方策と共に、補助のあり方について特段の配慮が必要となる。

3) 一時預かり事業の必要性への認知

昨年度研究で行った子育て支援と社会的意識に関するヒアリング結果からは、行政、運営主体、社会一般ともに、子育て支援、とりわけ一時預かり事業の必要性への認知には開きがあることが明らかとなった。必要性についての理解はされている場合にも、それを積極的に推進するかどうかというところでは、それぞれの保護者のニーズのとらえ方に乖離があることが示唆された。

つまり、一時預かり事業の利用を必要としたり、希望する保護者に対して、潜在的な希望も含めて、ニーズの有無は利用者である保護者が判断するのではなく、「他者」がそのニーズを判定する側

¹ 金子恵美 保育所等における子育て支援機能の充実に
関する研究 財団法人こども未来財団平成18年度児童
関連サービス調査研究等事業報告書 2007

² 全国病児保育協議会 必携新・病児保育マニュアル
2006

面が強い。ここで言う「他者」とは、配偶者、家族・親族の他、一時預かり事業従事者、一時預かり事業の運営主体、行政、関係機関、広くは社会一般などを指す。

具体的に例示すると、保護者に育児不安が強く、育児によるストレスが高じて、このまま保護者に育児を継続させることに精神的な負担が大きすぎることや、あるいは虐待につながりかねない「他者」により判断されるときに、一時預かり事業の利用は推奨される。このような時の社会的合意は100%に近い可能性がある。又、出産後一度も美容院にも、歯科医にも行けなかったと保護者が訴えるときに、子どもを置いてまで行く必要はないという判断は下されないだろう。しかし、もしもこれがその1か月後の2度目の美容院の利用であったり、一度利用して効果的なりフレッシュを得られた保護者が再度利用しようとするとき、あるいはこのような事業をうまく活用し、保護者が明るく元気に子育てを楽しみながら生活できているときに、この事業を利用しようとした時に、「他者」によるニーズの判定はその判定を行う者の価値観により、大きくわかれてしまうのではないかと考えられる。

また、これらの保護者ニーズへの対応の必要性は何によって計られるかという点、数字など目に見える形にならないと理解されにくいことが指摘された。一時預かり事業の必要性を訴えていくための、説得力のある説明資料がないと、予算の獲得が困難であることが行政担当者から指摘された。特に、行政においては待機児童対策が非常に大きな課題であり、数字としてカウントできる待機児童数と比較すると優先度が落ちる。

さらには、パイロット事業を実施する際に、稼働率が一つの判断材料になり、稼働率が上がらない場合には、ニーズがないと判断されうることも指摘されている。

利用者の意向については後述するが、パイロット事業でも類似事業においても「登録しただけで安心」という利用者の声がしばしば聞かれるが、

利用控えも実態としてはあることが推察される。利用者の言う「利用する必要がなかった」は「利用するに相応しい理由が見つからなかった」とも捉えられる。

一時預かり事業の普及は、供給体制の整備だけでなく、利用促進をセットにして考えていかなければ、普及しない。そのためには、一時預かり事業の理念をどう位置づけ、広げていくか、積極的に広げるのか、あるいは最低限度の拡大で、緊迫度が高いときのみに対応できるものにするのか、それとも保護者が希望するときにはいつでも利用できるものとするのか等の前提をまず議論しなければならない。

在宅子育て家庭が利用できる一時預かり事業の必要性については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議(2007)で提言され、それを実現するために2008年改正児童福祉法により、2009年度からの施行が決まっており、その方向性は当然後者となる。

そのため、一時預かり事業は誰のために、何故必要か(役割と機能)を説得力のあるものに変えていく必要がある。

(2) 人材確保と継続的な質の確保をする上での課題

1) 一時預かり事業における業務

一時預かり事業を運営する上で必要な業務の内容を以下に示す。

① 保育業務

- i. 子どもの一時的な保育：一時的な保育特有の状況に対応できる保育を行う。
- ii. 保護者への対応：口頭、書面等を通じて保護者への対応を行い、育児相談に応じる。
- iii. 環境整備：保育に必要な環境整備を行う。
- iv. 計画・記録：保育の計画をし、記録を作成する。
- v. 会議：必要に応じて会議、カンファレンスを行う。

②事業の仕組みづくりと運用・連携に関する業務

i. 利用者管理対応業務

- a. 窓口業務：問い合わせに対する説明・予約など
- b. 保護者との対応
- c. 利用者管理：利用規約 利用登録 利用ルールの作成など

ii. 組織運営業務

- a. 保育者の配置：子どもの年齢、状況などに応じた適切な人員配置
- b. 経理業務：請求、給与・経費支払いなどの経理事務
- c. 書類整理：書類、記録の管理など
- d. 危機管理：安全管理 衛生管理 不審者対応
- e. 職員管理：研修 教育 スーパービジョン
- f. 施設管理：清掃 修繕 点検など

iii. 地域とのネットワーク作りに関する業務

- a. 保護者会等の開催：保護者同士の連携を深める。
- b. 地域との連携：地域住民・自治会・商店街など関係機関とのネットワーク作り：児童相談所・民生児童委員・保育所・他の一時的な保育サービス・区市町村・医療・警察・消防署など情報提供・広報：地域への積極的な広報活動

②にはコーディネート業務が含まれるが、コーディネート業務とは、潜在的利用者も含む利用者（親子）に焦点をあてて行われるものであり、保護者や子どものニーズを把握した上で利用調整し、適切に一時的な保育が提供されるための管理責任を担う業務である。さらには、必要に応じて保護者間の交流を促したり、関係機関を紹介するなど、保護者と地域子育て支援ネットワークとのつながりを行うものである。

また、一時預かり事業の利用に至らない場合や、他の子育て支援サービスを利用することで問題が解消することもあると考えられるが、利用者

（親子）のニーズを適切なサービスに結びつける役割がコーディネート業務と言える。子育て支援に係わる様々な業務に見られるコーディネート機能を表2-1に示した。

相談業務と異なり、一時預かり事業では利用者自身が何らかの悩みや心配事を抱えて来るのではなく、利用の申し込みや問い合わせに来るわけであり、また、一時預かり事業の場合は利用の理由を確認したり、それを利用要件とすることはない。その場合にも、利用登録や申し込みのやりとりを通じて、保護者の様子、子どもの様子など、保護者と子どもの様子を観察することができる。保護者においてはニーズや不安、悩み、疲れなどの様子、子どもについては健康、発達などについて様子を見ることができる。面接という特定の時間を設けなくても、このような登録の機会や問い合わせの時間を使いながら、親子の状況やニーズを把握することができる。

一時預かり事業及び類似事業では、利用当日に切羽詰まった様子で子どもを連れてくる保護者もいることがヒアリングで聞かれているが、例えその時に一時的な保育に受け入れることができない場合も、保護者の状況を聞いたり、他の子育て支援資源の情報提供を行うことが保護者支援にもつながる。

また、問い合わせや登録時に、保護者に利用に対しての不安があったり、迷いがあるときに、それを除くために保護者の不安がどこにあるのか、保護者の不安に添って、一時的な保育がどのように行われるのかについて、的確な情報を提供できる。

さらに、実際の一時的な保育を受けた子どもの様子、迎えに来たときの保護者の様子、利用への満足感などについても、把握し、さらに質の向上につなげていくことができる。

一方で、保護者のニーズは一時預かり事業の利用だけで対応できるものではなく、地域の子育て支援サービスへのつながりやイベントを企画するなどを通して、保護者間の連携を図ることも可能

となる。

この業務はもちろん保育士が行えることであるが、逆に言えば、保育の専門職でなくても、行うことは可能である。つまり、受付の担当者であったり、事務担当であったり、あるいは、運営団体の管理職であっても、行える業務である。また、これを担う人を1人に限定するのではなく、そこで働く従事者たちがこのような機能を持つことも可能であると言える。

このようなコーディネート機能は保育機能と共に必要なものであり、このコーディネート機能があることが、一時預かり事業を単なるサービス業として位置づけるのか、有益な地域子育て支援とするのかを決定づけると考えられる。

2) 最低限必要となる経費

一時預かり事業を行うにあたり、最小限必要となる経費としては、保育従事者への報酬がまずあげられる。

パイロット事業は行政直営以外ではNPO法人、社会福祉法人、財団法人、株式会社などの多様な運営主体により行われていたが、先に述べたようにいずれも人件費の確保に困難がみられた。特に、一時預かり事業の特性に配慮でき、全体を把握できる人材の確保という点では、経験ある保育従事者が求められる。

保育従事者の報酬に関しては、2つの異なる考え方があった。まずは、保育従事者には保育従事者としての適正な報酬を担保すべきだという意見である。利用者の利便性を考慮することから利用料金が抑えられているため、保育従事者への報酬の確保は現実的には厳しい。しかし、保育従事者として働くモチベーションを下げないためにも、必要なことであるという考えに立っている。また、適正な報酬を受け取ることにより仕事に責任を持つという意見もあった。

その一方で、妥当な報酬を受けなくても、できる限りの報酬の範囲内の支援をするというスタンスに立って事業を行う団体も複数あった(結果

的には、初期の運用期間を経て、いずれは妥当な報酬が受けられるようになっていた)。

両者は対称的な考え方に立つものであり、団体の特徴が現れていると言える。一方で、ボランティア精神や自己犠牲を伴う行う行為の弊害として、利用する親子への過度の期待(感謝、態度、理想的な親子像など)があるように感じられ、そのことが親子へのプレッシャーともなるという指摘もあった。

保育従事者への適正な報酬については、地域差があり、一律に金額を提示することは困難であるが、求人による保育士に対する報酬として、表2-2が例としてあげられた。

また、1)で述べたように保育従事者だけがいれば成り立つ事業ではなく、特にコーディネート機能を担う従事者を確保しておくことが必要となる。保育従事者が兼務することも可能ではあるが、保育中の場合に電話を受けることや、申し込みに来た人に対応することは困難である。これらの業務を担う従事者への報酬が短時間の一時預かり事業の利用料からは捻出できない。この機能の必要性に鑑み、利用料金で補填することのできないこれらの報酬が保障されることが必要である。

一方で、コーディネート機能を担う従事者は必ずしも保育士である必要はなく、その業務を遂行するための知識や技能を持っている従事者であれば良い。また、1)であげた業務のうち、併設する事業と兼任、あるいは統合して行うことが、経費を節減することにつながる。

3) その他に必要な経費

その他一時預かり事業に必要な経費としてあげられたものとして、ニーズの所在を確認し、効果的な設置場所を検討するためにマーケティングの視点が必要であることが行政担当者から指摘されている。このような設置前のマーケティングのための費用や、開設当初の施設整備費などの基盤整備や備品等への補助への要望があった。

また、継続的な研修による質の向上は重要なことであるが、一時預かり事業では研修費に相当するものが捻出しにくいいため、外部研修を受講した従事者がそれを内部研修で伝達するなどの工夫が必要となるが、いずれにしても研修費の確保は重要である。

さらに、保育従事者の旅費交通費については、保育者への報酬に含めるのか、あるいは別途支払いをするのが、問題となることである。利用料金には当然含むことができないが、保育従事者にとっては報酬のうちの何割かが旅費に費やされるという非効率な面も生じる。これは一時預かり事業に限定される課題ではないが、先にも述べたように、利用者の料金を抑えた上で、このような費用の支払いについても検討しなければならない困難性がある。

4) 人材確保・人材育成

①保育士の募集

保育所等、保育士を募集する施設での人材難が聞かれるが、就労を希望する保育士資格保有者がいないわけではなく、多くは労働条件が折り合わないことが理由であると考えられる。また、先行研究³によると、保育士資格を持ち現在就労していない人のうち 65%は資格を生かした仕事に就くことを希望している。しかし、その勤務形態はフルタイムよりも、自分の都合のいいときだけ働く(45.6%)、非常勤(20.6%)を多く希望していた。対象者の年齢からも(卒後 10~30 年)現在就労していない理由として、子どもがいることが考えられ、フルタイムでの就労を希望していない。

一時預かり事業は、在宅子育てで家庭で必要となる一時的な保育を担うものであることから、その利用時間帯は日中が多い。すなわち、現在働いていない保育士資格保有者が子どもが学校に行っている間だけ働きたいなどのニーズと合致しや

すい。また、利用の状況により加配する保育従事者としての登録であれば、働き手の希望に応じて働く可能性が考えられる。

②地域密着型好循環人材育成

一方で、現在の利用者が将来の保育従事者になる可能性も指摘されている。地域密着Ⅱ型では研修受講による保育従事者を認めている。そのためには、現在の利用者を今後の支援者として育成していく方法も考えられる。広場併設型の一時預かり事業で、一時的な保育の様子を見て知っている、あるいは利用経験者である場合に、もう少し自身の子どもが大きくなったときに、このような仕事に係わる方法があることを知らせて行くことができる。

そのことは、自分の子どもがある程度の成長を遂げた時に復職を図ろうとしている保護者にとっての最初のステップ(短時間就労)となりうる。また、その保育従事者候補が、同じ地域に住む、同じ地域で子育てを経験している保護者であることの意義が大きいことも指摘された。

このような地域密着型で、利用者が次には保育従事者として携わるという循環型の人材育成が図れることは、地域子育て支援のあり方として今後益々検討されるべき方法と言える。

③他の保育資源の活用について

地域子育て支援拠点などにおいて一時預かり事業を実施する場合などに、その運営主体が地域の既存の保育資源(民間事業者、ボランティアグループ等)との協力・協働による人材派遣の方法について検討した。

つまり、子育て支援拠点を使いながら一時預かり事業を実施するが、その人材全員を運営主体が抱えて運営するのではなく、必要に応じて配置する保育従事者を既存の保育資源を活用することにより可能とすることである。

これについては、実際に経験をしたことのある団体と同じ運営主体の中の保育グループの活用

³ 「家庭的保育のあり方に関する研究(2)」(日本子ども総合研究所、2007)で行った「保育士養成校卒業生の就労状況及び就労意欲に関する調査」、日本子ども家庭総合研究所紀要第44集(平成19年度) 2008

が行われているところがあった。その結果、同じ運営主体の保育グループであれば問題は少ないが、他の運営主体の場合には方針の摺り合わせや、子どもや保護者への対応の仕方を共通にすることが難しいという問題が指摘された。つまり、運営主体が大切にしている理念の共有化や具体的な対応について整合性を持たせることができないという意見が聞かれた。

地域には多くのボランティア団体、NPO法人、民間事業者等による保育資源がある。これらの資源を如何に一時預かり事業につなげていくことができるかは今後の課題である。

なお、子育て支援拠点において、ひろばスペースを使っての一時預かり事業の展開については（休養スペース等の専用室を確保した上での実施）、親子が訪れるところに親ではない人と一緒にいる子どもはかわいそうだという意見もヒアリングを通じて複数聞かれた。その半面、親子で過ごす場で一時預かり事業が行われることにより、一時的な保育を受けながら子どもがどのように過ごしているかを間近に見ることにより、家族以外の人を信頼して頼ることができることと保護者が感じたり、また、保護者以外の人と子どもが楽しそうに過ごす様子を見ることにより、自分も利用してみたいと感じることにつながるという意見も聞かれた。

5) 質の担保

保育従事者の質の担保は必要不可欠であり、具体的な研修内容や研修の必要性については本研究の第4章で詳細に述べている。

ここでは、運営面との関係で研修について触れると、研修のための経費が確保されにくい状況とさまざまな勤務形態による就労のために研修機会が作りにくいという課題がある。

また、保育従事者に限らず、一時預かり事業に携わる従事者全員が、個人の子育て観、子育て支援観を超えて、共通の理念の元に親子に対応できるようにしなければならない。

また、継続的な集団保育とも、単発的な個別保育とも異なる異年齢の小集団を対象として一時的な保育を実施する上での指針となるようなものが必要だという指摘もあった。

(3) 利用者を確保する上での課題

1) 利用促進上の課題

安定的に運営を行う上で、利用者の確保は重要である。昨年度調査でも本年度調査でも、事業の実施に伴い、登録者数は増えるが利用は思うほどに伸びないという報告があった。いざという時に利用できるものがあり、登録という準備段階までは行っていると、それだけで安心感が得られ実際に利用しなくてもすむということは子育て支援としての一つの目的を果たすものではあるが、保護者の「何か理由がないと使えない」「それなりの理由がある時につかえるもの」から、理由がなくても、利用できるものへと変えていかなければ利用は促進されない。

また、利用料金の設定については、利用者の利便性を考慮しなければならない。本研究における利用者調査（第5章）では、一時預かり事業をいくらかの料金で利用したいかを尋ねている。その結果、500円が4割と最も多く、平均値は539円であった。子育て家庭の経済状況や、母親が専業主婦であることを考慮すると、1時間の利用料金が高額であると、利用できなくなる。

また、保育所で行われる一時保育（2009年度より一時預かり事業（保育所型））の料金と同程度の料金を希望する声も聞かれている。さらには、1時間あたりの利用料金がいくらかということよりも、利用者にとっては1回の利用料金の許容範囲がどの程度かということも関連する。

利用料金を上げると、運営が行いやすくなる利点はあるが、地域密着型の支援として考えた場合に、料金が高くなるとそのことを理由として利用できなくなる人が出ることは必至である。特に、利用がその人の子育てに有効と考えられる対象

が利用できなくなる可能性は否めない。一定の自己負担は必要であるが、適正な料金設定であることが必要である。

さらには、利用者に対して二重の補助の仕組みを用意し、特に支援が必要な家庭に関しては、一定の認定による利用補助の仕組みが講じられるとよいという意見も聞かれている。

2) 一時預かり事業の利用者の特性

子育て支援拠点事業あるいは類似事業を行う運営主体が一時預かり事業を子育て支援拠点以外の場所で行っている場合に、一時預かり事業利用者は子育て支援拠点の利用者とは異なる利用者層である場合があることが指摘された。言い換えると、一時預かり事業の利用者は、拠点事業を利用していない保護者であることも多いという。その保護者が一時預かり事業の利用を通じて、保護者同士に知り合いができたり、あるいは子どもの一時的な保育の実施場所としての拠点を知ることにより、拠点の利用につながったり、保護者同士の交流が始まった事例が聞かれた。

つまり、保護者が行きやすいと感じる場所は個人ごとに異なっており、最初に行く場所が広場であったり、一時預かり事業であったりしても、「どこかにつながる」ことをきっかけとして、地域の資源や、保護者同士の交流や相談しやすい人を見つけるなどにつながっていくことができればよいのであり、そういった意味からも保護者にはさまざまな入口があることが望ましい。

また、一時預かり事業が子どもの一時的な保育だけを担う機能を持っていればよいのではなく、地域の子育て支援へとつないでいく機能を持つことが一時預かり事業をサービス事業に終わらせないためにも必要である。

3) 一時預かり事業の理念の明確化

潜在的な利用者も含めた利用者が一時預かり事業の利用を希望に応じて、利用しやすくするためには、一時預かり事業の目的・理念の置き方を

考慮する必要がある。

表2-3に示すように国によるパイロット事業の実施要綱及び各自治体のパイロット事業の実施要綱では、その目的のほとんどが保護者支援の視点で書かれている内容である。保護者支援も子育て支援の重要な柱ではあるが、視点の置き所を子どもの発達・成長への効果とすることにより、利用促進が図られる可能性がある。

一時預かり事業は保護者支援と捉えられがちであり、「保護者のためのリフレッシュ」などを前面に出す場合、「リフレッシュでも利用できる」と肯定的に捉えられるよりも、「一時預かり事業を利用するまで、保護者（母親）がリフレッシュする」と否定的に受け止められかねない。

先述したように、一時預かり事業の必要性についての社会的合意が得られているとは言えない現状では、利用する保護者自身（母親）にとっても、「自分のため」に利用することは相当ハードルが高くなりがちであり、周囲や自分自身を納得させるだけの利用の理由付けが必要になっている。また、本研究で行った利用者調査でも、保護者に「自分で育てなければならない」という意識が強いことがわかっている（第5章参照）。

そのため、一時預かり事業の利用による子どもの健やかな成長発達への効果、あるいは親子関係調整の効果を前面に出してアピールすることが必要である。ヒアリングを通じて、特に子どもが2歳になるころには、保護者と子どもだけの生活だけではなく、子どもに様々な体験をさせたいと思いはじめ、週1～2回の集団活動体験などへのニーズもあることが指摘された。一時預かり事業を子どもの成長発達に必要なものとして位置づけることにより、利用への理解が得られやすくなる側面がある。そのためには、今後さらに一時預かり事業の利用の効果を明らかにしていく必要がある。

表 2-1 保育士の報酬（時給例）

| | |
|-----------------|---|
| Web サイト調べ | |
| ①イサイズ | <p>フロム・エーより求人募集時の時給（2002年1～12月分）</p> <p>平均時給 東京：902円</p> <p>関西：867円</p> <p>東海：779円</p> |
| ②保育士ビズ | <p>保育士待遇の傾向、年収について（パートタイムについては特に触れず）</p> |
| ③キャリアール 求人ナビ | <p>東京・神奈川を中心に求人募集を約70件程度検索</p> <p>NPO・ワーカーズコレクティブ（数件）800～850円</p> <p>一般企業 800円（1社のみ750円）～1,200円程度</p> <p>認可保育所の場合1,250円程度</p> |
| ④東京労働局 | <p>ハローワーク東京</p> <p>職種別求人・求職賃金状況（常用的パート）</p> <p>2008年1月 社会福祉専門の職業 998円（上限1,098円 下限991円）</p> <p>10月 社会福祉専門の職業 991円（上限1,069円 下限974円）</p> |
| ⑥政府統計 | <p>2008年8月7日公表 平成19年度賃金センサス</p> <p>短時間労働者の職業別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額女性 1067円</p> <p>（平均年齢43.8歳）</p> |
| 図書調べ | |
| ⑦内藤一水社 | <p>2008年10月発行</p> <p>新聞（朝日・毎日・読売・日経）、首都圏フリーペーパー（job aidem DOMO）</p> <p>ネット（job@nifty とらば～ゆ、メディキャリア）</p> <p>上記求人広告の5～7月発行分の求人賃金・派遣スタッフの時給より</p> <p>時給：46件下限平均981円 最低800円 最高1,200円 上限給与平均1,083円</p> <p>派遣：48件下限平均1,013円 最低900円 最高1,250円 上限給与平均1099円</p> |

表2-2 さまざまな業務にみるコーディネート機能

| | |
|--|---|
| <p>コーディネーター</p> | <p>ソーシャルワーカーが担う「調整者」としての役割のこと。クライアントを援助する際に、医師や看護師などの他の専門職による関わり、あるいはさまざまな施設・機関からのサービスが同時に必要になる場合があるが、その際には専門職間の連携を図り、諸サービスの調整をしながら全体としてのクライアントの生活を支援していくことが求められる。 (社会福祉用語辞典 第6版 p.102 ミネルヴァ書房 2007)</p> |
| <p>児童福祉法 子育て支援事業</p> | <p>(市町村の責務) 第21条の8 市町村は、事情に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者のおかれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。 (市町村の情報提供等) 第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあったときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。 ②市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあった場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。 ③市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。 ④子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> |
| <p>子育て支援総合コーディネーター事業</p> | <p>「子育てコーディネーター」を配置して、子育て支援事業の利用者の利便性の向上およびサービス利用の円滑化等に資することを目的とした事業(2003年)。子育てコーディネーターは市町村における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、インターネット等を活用したサービス利用者の情報提供、ケースマネジメントおよび利用援助等の支援を行う。(よくわかる家族援助論 p.133 ミネルヴァ書房 2007)</p> |
| <p>石川県マイ保育園皆で子育て応援事業 (子育てコーディネーター)</p> | <p>妊娠時から特に3歳未満児を育てる保護者が身近な保育所に登録するマイ保育園登録制度では、親子登園、育児相談、一時保育などが行われている。 また、子育てコーディネーターは、保護者とともに「子育て支援プラン」(介護保険のケアプランの育児版)の作成を行うもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するものである。子育て支援プランの作成過程で、親子の問題が発見され、ケアにつながる効果も見られている。 子育て支援コーディネーターは保育所勤務経験20年以上の主任保育士が研修受講によりなる。地域により異なる子育て支援に関するニーズを把握することもコーディネーターの役割である。 (少子化社会対策に関する先進的取組事例集 平成19年 内閣府政策統括官)</p> |
| <p>足立区子育てホームサポート (訪問コーディネーター)</p> | <p>利用者が登録申し込み後、事業所のコーディネーターが訪問し、子どもの様子や保護者の要望を聞き、支援内容の確認をする。その後、子育てサポーターが訪問する。足立区ではこのコーディネーターに対し、新規登録者1件及び活動1件につきそれぞれ5000円を委託事業者に支払われている。(次世代育成支援のための在宅保育サービスのあり方に関する研究、こども未来財団 2005)</p> |
| <p>ファミリー・サポート・センター (アドバイザー)</p> | <p>子育ての援助を提供したい会員と子育ての援助を受けたい会員からなる会員組織であるが、アドバイザーがセンターに常駐し、援助活動とのコーディネートを行う。利用料金は利用者が負担するが、サービスの提供希望者と利用希望者の間の連絡調整に係る費用が次世代育成支援ソフト交付金の対象となっている。</p> |

表 2-3 一時預かりパイロット事業 実施要綱における理念・目的

| | |
|--------------------------------------|--|
| 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業（保育対策等促進事業、2008年） | 子育て家庭においては、通院、社会参加活動、育児疲れ等による心理的・肉体的負担の軽減等のため、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。 こうした保育需要に対応するため、駅周辺等の利便性の高い場所において、必要な時間だけ児童の預かりを行うことで、安心して子育てができる環境を整備するとともに、多様な実施主体による利便性の高い場所での保育サービスの提供について、事業の効率性や安全性等について検証することを目的とする。 |
| 仙台市 | （要綱なし、ヒアリング時の回答）保護者の子育てに対する負担の軽減を図り、子育てが安心してできるまちの実現のため |
| 宇都宮市 | （事業内容）保護者の育児に対する心理的及び肉体的負担を軽減するため、ゆうあいひろばにおいて、一時的に児童を預かり、保育するための事業をいう。 |
| 越谷市 | 保護者が育児疲れ等からのリフレッシュを図るための一時保育及び保護者の特別な理由による緊急時の一時保育の需要に対応するため、児童をリフレッシュ・緊急保育事業を実施する施設に入所させ、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。 |
| 松戸市 | 家庭における保育が困難な乳幼児を一時的に預かる松戸市乳幼児一時預かり事業を実施することにより、子育て中の保護者の子育てを支援するとともにその負担を軽減することにより、乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。 |
| 浦安市 | (1)緊急預かり 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により緊急かつ一時的に家庭での保育が困難になる乳幼児を保育所以外の施設において預かることをいう。 (2)私的事由による預かり 育児に伴う保護者の心理的及び肉体的負担を軽減するため保育を必要とする乳幼児を保育所以外の施設において預かることをいう。 (3)非定型預かり 保護者の労働、職業訓練、就学等により、原則として平均週2日を限度として継続的に家庭での保育が困難になる乳幼児を保育所以外の施設において預かることをいう。 (4)一時預かり 緊急預かり、私的事由による預かり及び非定型預かりをいう。 |
| 世田谷区 | 子育て中の家庭の生活の安定及び福祉の向上を図るために、保護者の必要に応じ、児童を区内の児童福祉施設等で一時的にあずかるほっとステイ事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。 |
| 日野市 | 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病及び勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対応するため、0歳児の一時保育を行うことにより家庭における乳児の養育を支援し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| 新潟市 | 子育てを行う市民の交流及び集いの場として、また、育児不安等についての相談及び指導並びに子育てについての情報の提供を行うとともに、一時的又は緊急的な保育ニーズに対応し、もって市民の子育てを支援するため、新潟市子育てサポート広場ふるまちを（住所・略）に設置する。 |
| 静岡市 | 少子化の進行に伴い、子育てを社会全体で支援する環境づくりが求められていることにかんがみ、多様な子育て支援事業及びこれに係る連携を図る事業を推進し、もって児童及び児童を育てる家庭の福祉を増進させるため、中央子育て支援センターを設置する。（静岡市中央子育て支援センター条例） |
| 横浜市 | 子育てに伴う養育者の身体的、精神的負担感を軽減するために、養育者のリフレッシュを主たる目的とした児童の一時預かり事業を試行的に実施するために必要な事項を定めることで、事業の円滑な実施を図ることを目的として制定する。 |